

SSF SPORT POLICY RESEARCH

スポーツ ポリシーリサーチ

VOL.6



CONTENT

研究レポート スポーツガバナンスに関する研究

- スポーツガバナンスについて
解決の糸口を見出すことを目的に
多角度から検討した。
- 1.組織の意思決定
 - 2.組織の財務管理
 - 3.アスリートへのハラスメントを抑止する制度
 - 4.運動部活動のあり方

シンポジウムレポート 笹川スポーツ財団・ソシオ成岩スポーツクラブ共催シンポジウム

ソシオ成岩スポーツクラブが
学校・地域共同利用施設としてのクラブハウス設置
10周年を記念して共催シンポジウムを開催した。

笹川スポーツ財団は、
国民が生涯を通じて、
それぞれが望むかたちでスポーツを楽しみ、
幸福を感じられる社会
(スポーツ・フォー・エブリワン)の実現を
ミッションに掲げるスポーツ専門の
シンクタンクです。

シンポジウムレポート

笹川スポーツ財団・ソシオ成岩スポーツクラブ 共催シンポジウム

開催概要

愛知県半田市のソシオ成岩スポーツクラブ(以下、ソシオ成岩SC)は、1996年の設立以来、学校施設を拠点としている総合型地域スポーツクラブ(以下、総合型クラブ)である。SSFは、同クラブ初となる拠点クラブハウスの獲得時(2003年)より、共同研究活動などで連携を重ねてきた。今般、同クラブハウスが学校・地域共同利用施設として設置後10年が経過したことを記念してソシオ成岩SC、SSFによる共催シンポジウムを開催した。



【日 時】2014年1月19日(日) 13時30分～16時30分
【場 所】NPO法人ソシオ成岩スポーツクラブクラブハウス
(愛知県半田市昭和町3-8)
【テーマ】スポーツで、楽しい街づくり
～公共施設としての学校スポーツ施設の意義と可能性～
【主 催】NPO法人ソシオ成岩スポーツクラブ、笹川スポーツ財団
【後 援】半田市、半田市教育委員会、成岩地区少年をまもる会

■第1部 基調講演 青島 健太氏(スポーツジャーナリスト)
■第2部 車座フォーラム 説明『クラブとクラブハウスの10年』
■パネルディスカッション
【テーマ】『成岩モデルによる学校スポーツ施設の整備・運営の意義と可能性』
【パネリスト】森岡 裕策氏(文部科学省スポーツ・青少年局 スポーツ振興課長)
青島 健太氏(スポーツジャーナリスト)
澁谷 茂樹(笹川スポーツ財団 スポーツ政策研究所 主任研究員)
コーディネーター 間野 義之氏(早稲田大学スポーツ科学学術院教授 横浜市教育委員)

主な発言内容

- 総合型クラブは現在、全国に約3,500あり、主な活動場所は、学校施設(48.2%)および公共施設(42%)である。
- 公共スポーツ施設数は、2005年の4万8,000施設をピークに徐々に減少している。
- 日本の人口あたり公共スポーツ施設数は他国と比べても少なくないが学校施設が有効活用されていないため、施設が足りないという感覚が生じる。

●ソシオ成岩SCのクラブハウス「成岩ウィング」は学校と地域で共同利用している。中学生の体育の授業中、隣のスタジオで地元の高齢者がダンスをするという光景が見られる。まさに「クラブは町ぐるみの部活動」というクラブ理念が体现されている。



学校施設複合化事例

学校名	都道府県	共同利用施設
杉並区立杉並第十小学校	東京都	屋内温水プール
千代田区立昌平小学校	東京都	屋内温水プール、図書館分館
調布市立調和小学校	東京都	屋内温水プール、体育館、図書館分館
半田市立成岩中学校	愛知県	体育館
かほく市立宇ノ気中学校	石川県	体育館
北九州市立思永中学校	福岡県	屋内温水プール
まんのう町立満濃中学校	香川県	体育館、図書館

共催シンポジウムを終えて

数字上では、小中学校の約9割で施設の開放は進んでいるとされているものの、管理上の理由から学校側は開放に消極的になることが多い。公共スポーツ施設の減少によりスポーツ活動の場として学校施設の重要性が高まってお

り、学校と地域で施設を共同利用する事例は徐々にではあるが増えている。地域スポーツに関する現状のシステムが10年後、20年後も存続しているかということ自ら問い直し、必要な変化を検討していくことが重要であろう。

(笹川スポーツ財団 スポーツ政策研究所 主任研究員 澁谷茂樹)

TOPICS

住民総参加型のスポーツイベント チャレンジデー2014

2014年5月28日(水)全国118市町村で一斉開催

お問い合わせ:
笹川スポーツ財団 研究調査グループ チャレンジデー担当
メール: cday@ssf.or.jp

笹川スポーツ研究助成2014

優れた「人文・社会科学領域」の研究を支援。
2014年度は、一般研究17件・奨励研究20件、
総額2,515万円を助成

○助成実績はホームページをご覧ください。

スポーツ専門図書館 学遊館

スポーツ関連の書籍・雑誌・調査報告書など
約5,000冊を所蔵
ホームページから蔵書の検索もできます

○開館日時/月曜日～金曜日(土・日・祝は休館) 10:00～17:00

■調査結果、お問い合わせはこちら

ホームページ www.ssf.or.jp

電話 **03-5545-3303**



研究レポート

スポーツガバナンスに関する研究

■ 研究目的

2013年、日本のスポーツ界では指導現場での体罰問題や競技団体関係者による助成金流用問題などの不祥事が相次いだ。笹川スポーツ財団は「求められるべきは『個別問題への対応』ではなく、制度、組織、慣行あるいは意識など、『体質の根本』に遡った解決が図られること」との立場から、本問題領域全体を「スポーツガバナンス」としてとらえた。その上で、各界の有識者によるシンポジウムおよびリレーエッセイを通じて、多角度から解決の糸口を見出すことを本研究の目的とした。

問題状況の整理

問題の根本はスポーツ界の「体質」

スポーツガバナンスの問題状況を下記イメージに基づき整理してみたい。「体罰」「ハラスメント」「補助金流用」などは、残念ながら特定の団体・競技に限られた問題とはいえない。また、それら個別の問題の根本(木の根)は同じであるように思われる。いわば、スポーツ界の「体質」の問題ともいえる。一方、体質改善となると解決が遠くなることから、個別の問題に共通する「根本」の改善も同時に進められなければならない点に難しさがある。

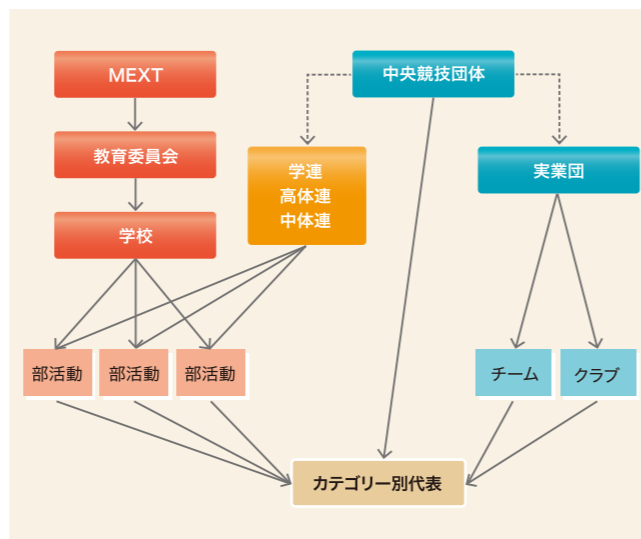
■ 問題状況



ガバナンス問題としてとらえる

- ガバナンスと呼ぶには低レベルだが、一方で状況は、ガバナンス不在
- ガバナンスの問題として…誰が何をすべきか…何ができるのか

■ 「スポーツ界」は、当事者になれるか？



スポーツ界における「当事者」とは

また、「指導者」の「常識の欠如」に起因する不祥事はルール以前の問題であり、仮にルールで改善を図る場合でも、長い年月がかかる。さらに、ルール上「ペナルティ」をどうするのか？ペナルティを科す「主体」は誰なのか？の問題に答えなければならない。「スポーツ『界』は観察の対象であり、行為の主体ではない」ことから、「スポーツ界として(アクションを起こす)」と言った途端に「誰が当事者になるのか？」が見えなくなる。

そこで本研究では、スポーツガバナンスにかかる多様なテーマについて可能な限り「誰が？何を？いかに行うべきか？」を明確にしつつ、考えうる方策について検討を行いたい。

※本「問題状況の整理」は、2013年6月28日に行われたSSFシンポジウム「日本のスポーツガバナンスを考える」におけるモデレータの武藤泰明 早稲田大学教授のプレゼンテーションより抜粋したものです。

本研究で指摘された主な検討ポイント

以下は、リレーエッセイの執筆者陣によって指摘された主なポイントを「入門 スポーツガバナンス」の各章の内容に沿ってまとめたものである。

1 組織の意思決定

スポーツガバナンスの欠如を示す顕著な事例として、不祥事を起こした際の組織の意思決定のあり方を複数の執筆者が問題視した。その多くが内向きの論理に基づく判断・対応の遅さを指摘している。対策案として以下、いくつかの提案がなされた。

- 徹底した情報公開
- 組織のマネジメントに専門性を有する人材の登用(人材確保への投資)
- 倫理面での問題に対応する内部組織の常設
- 組織の意思決定を監視・検証する体制の構築 他

2 組織の財務管理

スポーツガバナンスにかかるテーマの一環として、中央競技団体の財務評価を扱った第2章では、とくに公益法人格を有する団体の財務管理について以下が指摘された。

- 財務上のリスクに耐えうる正味財産の「適正規模」については統一ルール化が難しいことから、各団体が過去の収支変動や将来の強化計画に応じて正味財産の蓄積目標を立案し公表する
- 期中に団体の支出が当初予算から「一定の乖離」が見込まれた場合には、理事会が補正予算を策定し開示する義務を負う(「一定の乖離」には、新公益法人に共通のルールを設ける)

3 アスリートへのハラスメントを抑止する制度

アスリートに対するハラスメントを未然に防ぐことを目的として、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構(JSAA)の道垣内正人代表理事が「私案」として「恒常的な第三者機関」の設置を提案した。同案では設置にかかるポイントを以下に絞っている。

- 恒常的な第三者組織が、告発等によって得られた情報を精査の上、抜き打ち検査を含む調査活動を実施できるようにする
- 同組織は調査結果に基づき、必要に応じてスポーツ団体に懲戒処分等を求める
- 懲戒をめぐる争いは、JSAAの仲裁により解決する

4 運動部活動のあり方

運動部活動における体罰的指導については、とくに第4章において学校運動部がトップアスリートの登竜門となってきた歴史の変遷に触れた上で、学校運動部に代わる競技力向上の指導システム再構築に向けた以下の提案を行っている。

- 非営利クラブを小・中学校体育施設内に新設し、青少年中心の選手養成型クラブとして運営する一方、運動部活動は基本的に学校管理下の教育活動に戻す
- アスリート養成機能をもつ民間クラブが自立経営できるよう支援し、民間クラブ、非営利クラブ、一部の学校運動部による複々線型の選手養成システムを構築する

総括

2013年9月、2度目の東京五輪の開催が決定した。1964年の1回目の東京五輪から半世紀以上を経ている。大変面白いニュースである半面、期待と高揚の中において相次いだスポーツ組織・個人による不祥事にも、今後ますます国民の注目が集まることは間違いない。スポーツが一部のアスリートたちだけのものではなく、多くの人々の余暇として浸透するまでの歴史を思えば、それをめぐる組織や教育などの制度、権利のあり方などに従来と異なる変化が求められるのは至極当然のことであろう。企業においては既に10年以上早く、ガバナンス、内部統制な

どの制度が時代にに応じて導入された。時代の流れに即応した変化の要請に対し、営利・非営利の組織であるから差異があるとは考えられない。制度や権利のあり方は、社会の中で、人々の信頼と期待にささえられて成り立つものだからである。つまり、多くの人々に受容・信頼されてこそ、深化し拡大したスポーツの発展があるといえる。そのための議論には、引き続き膨大な立論と分析が必要である。本研究における各種の問題提起が、今後の日本におけるスポーツガバナンスの議論の発展に一石を投じるものであることを、深く期待したい。



渥美坂井法律事務所
外国法共同事業
弁護士
由布節子氏

「入門 スポーツガバナンス —基本的な知識と考え方—」

2014年3月21日発売 A5判/208ページ
2,200円+消費税 発行:東洋経済新報社

【執筆者】

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士 由布節子/毎日新聞社 論説委員 落合博
 笹川スポーツ財団スポーツ政策研究所長、早稲田大学教授 武藤泰明/明治大学 政治経済学部 准教授 高峰修
 順天堂大学客員教授、日本スポーツ法学会理事 鈴木知幸/大東文化大学 スポーツ・健康科学部 教授 森浩寿
 優成監査法人 東北事務所長 公認会計士 中田啓/渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士 笠原智恵
 公益財団法人日本オリンピック委員会(JOC)理事 藤原庸介/産経新聞社 取締役、サンケイスポーツ 代表 佐野慎輔
 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構・機構長(代表理事) 道垣内正人

